

■「福岡市外国企業・投資誘致センター」の御案内

対日直接投資総合案内窓口の設置・運営に関する基本的考え方」(平成15年5月23日、対日投資会議議長決定)を踏まえ、福岡市においても国に準じ、外国企業の立地に関する行政手続き照会の一元的取扱窓口を福岡市役所本庁舎14階の経済観光文化局創業・立地推進部内に設置しております。



福岡市外国企業・投資誘致センター
Fukuoka City Foreign Investment Promotion center

日本語だけでなく、中国語や英語でもサポート。福岡市で事業を行う場合には、まず御相談ください！

お問合せ先

TEL: 092-711-4343

住所: 福岡市中央区天神 1-8-1

● 海外企業からの個別のお問合せへの対応

福岡市への進出を検討している企業が必要とする情報の収集と提供を行っています。

● 外国企業立地相談員の配置

外国企業の福岡市進出を支援するために、中国語、英語ができる外国企業進出相談員を配置しています。相談員は事前の情報提供から会社設立、ビジネス開始に至る各過程で必要な支援や進出する企業が何か困難に出会ったときに必要な支援を専門的に行っています。

● 会社設立の手続きや在留資格取得の支援

必要な情報を提供し、関係法令と実務手続きに詳しい司法書士や行政書士などの専門家を紹介しています。

● 関係機関・団体の紹介

商工会議所等の地元経済機関や業界団体の紹介を行っています。

● 事業所や住宅の確保に関する支援

福岡市の関係施設や不動産仲介業者の紹介または賃貸契約に必要な諸手続きに関する支援を行っています。